

騒音規制法に基づく特定施設一覧（騒音規制法施行令別表第1）

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械
イ	圧延機（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力の合計が3.75キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混錬機の混錬容量が0.45立法メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混錬機の混錬重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用では原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用では原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用では原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用では原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ヘ	かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上にものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※9.8キロニュートン=1トン・294ニュートン=30トン

振動規制法に基づく特定施設一覧（振動規制法施行令別表第1）

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力の合計が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力の合計が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	空気圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）